平成２８年（フ）第１００号
岐阜県不破郡垂井町東神田２丁目61番地　プリシェール東神田Ｄ101号
債務者　佐藤　祐也
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍬**口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
奈良県香芝市下田西３丁目５番６－201号　グローリー上田、前住所奈良県香芝市下田西４丁目152番地１　グローリー香芝Ⅳ番館704号
債務者　イーズこと　多田　順治
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６９１号
北九州市戸畑区初音町１番13号
債務者　白石　桂子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６９２号
北九州市戸畑区新川町３－33、住民票上の住所北九州市戸畑区初音町１番13号
債務者　白石　征純
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４６４号
熊本市中央区新大江３丁目20番18号　フォレスタ新大江501、前住所熊本市中央区国府２丁目14番38－205号　出水レジデンス
債務者　上野　太嗣
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２１７０号
札幌市白石区平和通６丁目北５番37号
債務者　池田　義男
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２１０号
札幌市手稲区前田７条10丁目６番19号
債務者　丸井　　聡
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１０号
愛知県一宮市三ツ井２丁目１番１号　メゾン・ド・ヌーヴォー209号
債務者　加藤　　勲
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３３４号
岩手県滝沢市葉の木沢山292番地22
債務者　村上　　正
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４７号
山形県酒田市錦町２丁目67番地の１
債務者　萬年　裕之
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１２１号
群馬県太田市富沢町383番地　富沢市営住宅３－23号
債務者　前田貞夫こと　ＭＡＥＤＡ　ＳＡＤＡＯ
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１２２号
群馬県太田市富沢町383番地　富沢市営住宅３－23号
債務者　前田ロサンジェラこと　ＤＥ　ＱＵＥ　ＩＲＯＺ　ＭＡＥＤＡ　ＲＯＳＡＮＧＥＬＡ
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２６３号
香川県高松市高松町161番地１
債務者　打越　裕二（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３２号
長崎県諫早市小船越町994番地１　コンフォート山本103号
債務者　松本　浩二
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
静岡県富士宮市山宮９番地の13ハウス赤池Ｄ号
債務者　多田　昇平
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２３０号
静岡県富士宮市山宮９番地の13ハウス赤池Ｄ号
債務者　多田　　翠
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
静岡地方裁判所富士支部